

財産分与請求調停を申し立てる方へ

1 はじめに

財産分与とは、夫婦が婚姻中に協力して取得した財産を、離婚する際又は離婚後に分けることをいいます。

離婚後、財産分与について当事者間の話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合は、離婚の時から2年以内に、家庭裁判所に財産分与を求める調停の申立てをすることができます（離婚前の場合は、夫婦関係調整調停（離婚）の中で、財産分与について話し合いをすることができます。）。

調停手続では、夫婦が協力して得た財産がどれくらいあるのか、財産の取得や維持に対する夫婦双方の貢献の度合いはどれくらいかなど、一切の事情について、当事者双方から事情を聞いたり、必要に応じて資料等を提出してもらうなどして事情をよく把握し、解決案を提示したり、解決のために必要な助言をし、合意を目指して話し合いを進めます。

2 申立先

相手方の住所地を管轄する家庭裁判所又は当事者が合意で定める家庭裁判所。（管轄合意書の提出要）

3 申立てに必要な費用

- 収入印紙 1200円
- 郵便切手 合計816円分（内訳 82円×8枚, 50×2枚
10円×6枚）

4 申立て時及び調停進行中の提出書類とその取扱い

- 申立て時の提出書類
 - 申立書2通（裁判所用・相手方用）※財産目録含む
※コピーを相手方に送りますので、相手方が読みます。
 - 事情説明書1通 ※相手方から請求があれば、相手方に読まれることがあります。
 - 進行に関する連絡票1通 ※相手方に読まれることはありません。
 - 離婚時の夫婦の戸籍謄本（全部事項証明書）1通
※ 3か月以内に発行されたものを提出してください。
 - 財産に関する資料2通（裁判所用・相手方用）
不動産登記事項証明書、固定資産評価証明書、預貯金通帳写し又は残高証明書等
- 書類などの提出方法
 - 財産分与請求調停事件は、夫婦が婚姻中に協力して取得した財産について合意をした上で、その分け方の話し合いをする手続です。そのため、

書類を提出する場合には、裁判所用及び相手方用として写しを2通提出するとともに、調停期日には、原本とご自分の控えをお持ちください。

□ 書類等の中に、秘とく希望の住所など、相手方に知られたくない情報がある場合、マスキング（黒塗りなど）をしてください（裁判所用及び相手方用の写し2通同様に作成してください。）。

□ 上記□のマスキングができない書面については、「非開示の希望に関する申出書」に必要事項を記載し、原則として、その申出書の下に当該書面をステープラー（ホチキスなど）などで付けて、一体として提出してください。

□ 提出された書類等の閲覧・謄写（コピー）

相手方から閲覧・謄写（コピー）の申請があった場合、これを許可するかどうかは裁判官が判断します。そのため「非開示の希望に関する申出書」が提出されている場合でも、謄写・閲覧が許可される可能性があります。

また、調停が不成立となって審判手続が開始された場合、審判のために必要な書類等については、調停手続では閲覧・謄写の申請が許可されなかった書類等であっても、改めて閲覧・謄写の申請があれば、法律の定める除外事由がない限り許可されます。

5 調停の進行について

調停手続の流れは下図のとおりです。調停は、平日に、おおむね2時間程度行われます。多くの場合は別席で進めますが、調停委員会が必要と判断した場合は、申立人と相手方の意見を聞いた上で、同席で行います。

なお、特別な事情がない限り、最終確認は同席で行います。

何回か協議しても合意成立の見込みがない場合には、調停委員会の判断により調停は不成立となります。その場合、申立人が申立てを取り下げない限り、自動的に審判手続に移ります。

